

○災害救助法施行細則（昭和三十五年五月二日栃木県規則第三十五号）

災害救助法施行細則を次のように定める。

（災害の程度に係る報告等）

第一条 知事は、災害が発生した場合において、必要と認めるときは、市町村長に対し、当該市町村における災害が、災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号。以下「令」という。）第一条第一項各号のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるかどうかについて報告を求めるものとする。

2 知事は、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号。以下「法」という。）による救助の実施を決定した場合は、適用地域を公示するものとする。

（救助の程度、方法及び期間）

第二条 令第三条第一項の規定による救助の程度、方法及び期間は、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成二十五年内閣府告示第二百二十八号）の定めるところによる。ただし、やむを得ない事情によりこれにより難しい場合には、知事が内閣総理大臣と協議し、別に定めるところによる。

（物資の保管等に係る公用令書等）

第三条 災害救助法施行規則（昭和二十二年総理府令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第一号。以下「規則」という。）

第一条に規定する公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

一 公用令書（別記様式第一号の一から別記様式第一号の四まで）

二 公用変更令書（別記様式第二号）

三 公用取消令書（別記様式第三号）

2 前項第一号の公用令書を交付するときは、所要の事項を強制物件台帳（別記様式第四号）に登録しなければならない。

3 第一項第二号又は第三号の公用変更令書又は公用取消令書を交付したときは、強制物件台帳に、その理由を詳細に記録するほか、公用変更令書の交付にあつては、変更事項を記録しなければならない。

（受領調書の作成）

第四条 当該職員が、収用又は使用すべき物資の引渡しを受けたときに、規則第二条第三項の規定により、受領調書（別記様式第五号）を作成する場合は、その物資の所有者又は権限に基づいてその物資を占有する者（以下「占有者」という。）の立会いの下で行わなければならない。ただし、やむを得ない場合においては、この限りでない。

(損失補償請求書)

- 第五条 規則第三条第一項の規定による損失補償請求書は、別記様式第六号による。
- 2 損失補償請求書の提出があったとき、及びこれに基づき損失の補償を行ったときは、所要の事項を強制物件台帳に記録しなければならない。

(従事命令に係る公用令書等)

第六条 規則第四条に規定する公用令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ次に定めるところによる。

一 公用令書(別記様式第七号)

二 公用取消令書(別記様式第八号)

2 前項第一号の公用令書を交付するときは、救助従事者台帳(別記様式第九号)に所要事項を登録しなければならない。

3 第一項第二号の公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳にその理由を詳細に記録して、前項の所要事項を抹消しなければならない。

(救助に従事できない場合の届出)

第七条 規則第四条第二項の規定による届出に当たり添付する書類は、次のものとする。

一 負傷又は疾病により従事することができない場合においては、医師の診断書

二 天災その他避けることのできない事故により従事することができない場合においては、市町村長、警察官その他適当な公務員の証明書

(実費弁償)

第八条 令第五条の規定による実費弁償に関して必要な事項は、知事が別に定める。

(実費弁償請求書)

第九条 規則第五条の規定による実費弁償請求書は、別記様式第十号による。

(立入検査証票)

第十条 法第十条第三項において準用する法第六条第四項の規定により、当該職員が立入検査を行うに当たって携帯しなければならない証票は、別記様式第十一号による。

(扶助金支給申請書等)

第十一条 規則第六条の規定による扶助金支給申請書は、別記様式第十二号による。

2 前項の規定による扶助金申請書のうち休業扶助金及び打切扶助金に係る申請書の提出に当たり、添付する書類は次のものとする。

- 一 休業扶助金支給申請書については、負傷し、又は疾病にかかり、従前得ていた収入を得ることができず、かつ他に収入のみがない等特に給付を必要とする理由を詳細に記載した書類
- 二 打切扶助金支給申請書については、療養の経過、症状、治癒までの見込期間等に関する医師の意見書
- 三 法第八条の規定により救助に関する業務に協力する者が、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における法第十二条の規定に基づく扶助金の支給申請書の提出に当たり添付する書類は、規則第六条及び前項に定めるもののほか、協力命令をした旨の知事の証明書とする。

(市町村長への通知)

第十二条 法第十三条の規定に基づき救助に関する事務の一部を市町村長が行うこととする場合に、令第十七条第一項の規定に基づく通知は、別記様式第十三号により行うものとする。

2 前項の場合においては、当該市町村長は、第三条、第四条、第五条第二項、第六条及び第七条に規定するところにより、当該救助に関する事務を処理しなければならない。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。
2 次に掲げる規則は廃止する。

災害救助法施行細則（昭和二十九年栃木県規則第一号）

災害救助隊規定（昭和二十八年栃木県規則第七十号）

附 則（昭和三五年規則第六六号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十五年七月一日から適用する。

附 則（昭和三六年規則第五五号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十六年五月一日から適用する。

附 則（昭和三六年規則第七六号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十六年九月十五日から適用する。

附 則（昭和三八年規則第七七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三九年規則第六二号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十九年六月十六日から適用する。

- 附 則（昭和四〇年規則第七三号）
この規則は、公布の日から施行し、昭和四十年四月一日から適用する。
- 附 則（昭和四一年規則第四二号）
この規則は、公布の日から施行し、昭和四十一年四月一日から適用する。
- 附 則（昭和四一年規則第五八号）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則（昭和四二年規則第三二号）
この規則は、公布の日から施行し、昭和四十二年四月一日から適用する。
- 附 則（昭和四三年規則第八二号）
この規則は、公布の日から施行し、昭和四十三年四月一日から適用する。
- 附 則（昭和四四年規則第四五号）
この規則は、公布の日から施行し、昭和四十四年四月一日から適用する。
- 附 則（昭和四五年規則第八九号）
この規則は、公布の日から施行し、昭和四十五年四月一日から適用する。
- 附 則（昭和四六年規則第六三号）
この規則は、公布の日から施行し、昭和四十六年四月一日から適用する。
- 附 則（昭和四七年規則第八八号）
この規則は、公布の日から施行し、昭和四十七年四月一日から適用する。
- 附 則（昭和四九年規則第五号）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則（昭和四九年規則第六二号）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則（昭和四九年規則第七六号）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則（昭和五〇年規則第六六号）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則（昭和五一年規則第七四号）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則（昭和五二年規則第六〇号）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則（昭和五三年規則第五八号）
この規則は、公布の日から施行する。

- この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則（昭和五四年規則第五六号）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則（昭和五五年規則第三九号）
この規則は、公布の日から施行し、昭和五十五年四月一日から適用する。
- 附 則（昭和五六年規則第六〇号）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、昭和五十六年四月一日から適用する。
- 附 則（昭和五七年規則第五五号）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、昭和五十七年四月一日から適用する。
- 附 則（昭和五八年規則第四四号）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、昭和五十八年四月一日から適用する。
- 附 則（昭和五九年規則第六〇号）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、昭和五十九年四月一日から適用する。
- 附 則（昭和六〇年規則第五九号）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、昭和六十年四月一日から適用する。
- 附 則（昭和六二年規則第二号）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、昭和六十一年四月一日から適用する。
- 附 則（昭和六三年規則第五九号）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成元年規則第五八号）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成元年四月一日から適用する。
- 附 則（平成二年規則第五六号）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成二年四月一日から適用する。
- 附 則（平成三年規則第五〇号）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成三年四月一日から適用する。
- 附 則（平成五年規則第二号）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成四年四月一日から適用する。
- 附 則（平成五年規則第五七号）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成五年四月一日から適用する。
- 附 則（平成七年規則第一号）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成六年四月一日から適用する。

- 附 則（平成七年規則第五三号）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成七年四月一日から適用する。
- 附 則（平成一〇年規則第四号）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成九年四月一日から適用する。
- 附 則（平成一〇年規則第六〇号）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成十年四月一日から適用する。
- 附 則（平成一一年規則第四三号）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成十一年四月一日から適用する。
- 附 則（平成一二年規則第三〇号）
この規則は、平成十二年四月一日から施行する。
- 附 則（平成一二年規則第一二七号）
この規則は、公布の日から施行する。第一条の規定による改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成十二年四月一日から適用し、第二条の規定による改正後の災害救助法 施行細則の規定は、平成十三年一月六日から適用する。
- 附 則（平成一四年規則第八号）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成一四年規則第四八号）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成十四年四月一日から適用する。
- 附 則（平成一五年規則第六四号）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成一六年規則第五二号）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成一七年規則第五五号）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成一八年規則第六一号）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成一九年規則第四四号）
この規則は、平成十九年四月一日から施行する。
- 附 則（平成一九年規則第四八号）
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成二〇年規則第三三号）
この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年規則第四一号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、平成二十年四月一日から適用する。

附 則（平成二三年規則第二一号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、この規則による改正後の別表第一の一の部(二)の項の2、六の部(一)の項及び(三)の項並びに十の部(三)の項の規定は、平成二十二年四月一日から適用する。

附 則（平成二五年規則第三九号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第二の(一)の項の表(医師及び歯科医師並びに保健師、助産師、看護師及び准看護師に係る部分に限る。)の規定は、平成二十四年四月六日から適用する。

附 則（平成二六年規則第二一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二七年規則第十三号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第一及び別表第二の(一)の項の表(救急救命士に係る部分を除く。)の規定は、平成二十六年四月一日から適用する。

附 則（平成二七年規則第三四号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第一及び別表第二の(一)の項の表(救急救命士並びに土木技術者及び建築技術者に係る部分を除く。)の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

附 則（平成二八年規則第八号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（令和元年規則第四号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行規則の規定(別表第二の(一)の項の表(医師及び歯科医師、救命救急士並びに土木技術者及び建築技術者に係る部分に限る。))の規定を除く。)は、平成三十一年四月一日から適用する。

附 則（令和元年規則第二十四号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、令和元年十月一日から適用する。

附 則（令和二年規則第五十三号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第二の(一)の項の表(薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士に係る部分を除く。)の規定は、令和二年四月一日から適用する。

附 則（令和三年規則第三十八号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第一及び別表第二の(一)の項の表(医師及び歯科医師並びに土木技術者及び建築技術者に係る部分を除く。)の規定は、令和三年六月十八日から適用する。

附 則（令和五年規則第七号）

この規則は、公布の日から施行する。